中央税務会計事務所ニュース

９月の税務

●９月１０日

１．８月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●９月３０日

２．７月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉

３．１月、４月、７月、１０月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

４．法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

５．１月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

６．消費税の年税額が４００万円超の１月、４月、１０月決算法人の３月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

７．消費税の年税額が４８００万円超の６月、７月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（５月決算法人は２か月分）〈消費税・地方消費税〉

《通信欄》

気づけば夏も終わり秋の涼しさが到来する中、体調はいかがでしょうか。

弊所ではとある設備を導入しました。非常に大型で冷蔵庫と一回り大きくしたものです。この設備を導入したところ所内の評判は上々で、特にこの夏場は大活躍でした。しかもこの設備投資には、本体及び設置の費用は全くかかっておらず、電気代のみというリーズナブル。

この設備は、ずばり自動販売機です。所内にこの夏設置してもらいました。きっかけはいつも定期的に来られる方からの紹介でした。当初は設置する場所の問題や設置しても利用しないだろうと思っていたところ、業者さんの資料や商談している事を聞きつけた職員が、契約する前から「自販機楽しみにしていきます」との声が後をたたず、その声に押されて断るつもりが導入してしまいました。目玉商品は190円特茶が130円、160円のコーヒーが100円と事務所価格で購入できます（一部負担しての価格）。専用ゴミ箱に入れて回収してくれますし、在庫も持たず補充してくれて便利です。ラインナップは健康を重視した内容です。とても良い福利厚生になりました。弊所にお越し下さる際は是非ご賞味下さいませ。（中島）

令和3年度税制改正にみる

電子帳簿保存法の見直し

～要件の大幅緩和とペナルティ強化～

令和3年度税制改正では、経済社会のデジタル化推進に向けた税制の創設や法改正が多く盛り込まれています。その中でも、財務や経理担当者が注目すべき点の1つとして挙げられるのが「電子帳簿保存法」の改正です。これによって、来年から帳簿書類を電子的に保存する際の要件や手続きが大幅に変更されますので、今後、経理電子化を進める上では、事前に内容を把握しておくことが重要になります。

そこで今号では、抜本的な見直しが行われた電子帳簿保存法の主な概要についてふれてみました。

■電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、1998年に創設された法律で、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たせば電磁的記録（電子データ）で保管・管理することを認めるというものです。

この電子帳簿保存法における電磁的記録の保存は、大きく分けて以下の3種類に区分されます。

◆**電子帳簿等保存（区分①）**
・会計ソフト等で電子的に作成した国税関係帳簿
・電子的に作成した国税関係書類

◆**スキャナ保存（区分②）**
・紙で受領・作成した書類をスキャン等により画像データとして保存

◆**電子取引（区分③）**
・取引先と請求書や領収書などの取引情報を電子メール等で授受
・インターネット上から取引情報をダウンロード

■改正の背景

電子帳簿保存法が創設されて以来、これまで数回にわたり改正が行われてきましたが、制度利用に際しての要件が非常に厳格であることなどを背景に、制度普及率は低迷していました。例えば、現行制度では、電子保存開始前の手続きとして、税務署長による事前承認が必要になるなど、企業が実際に利用する際にはこれらの要件が高いハードルとなっていました。

そこで、経理電子化による生産性や記帳水準の向上、ポストコロナ時代のテレワーク推進などに資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、要件等を大幅に簡素化する見直しが行われました。

■主な改正事項

電子帳簿等保存（区分①）の改正

【事前承認制度の廃止】

従来、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様）。

【インセンティブの拡大】

一定の国税関係帳簿について真実性・可視性が高い「優良な電子帳簿」（①訂正等履歴要件、相互関連性要件、検索要件、②閲覧用モニターの備付け、説明書の備付け、ダウンロード要件）の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5％軽減される措置が整備されました。

ただし、申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。

【電子帳簿保存の要件緩和】

従来、前記要件を満たしていない電子帳簿は電子データのまま保存することが認められていないため、紙に印刷して保存する必要がありましたが、前記②の閲覧用モニターの備付け、説明書の備付け、ダウンロード要件の「最低限の要件」を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る）であれば、電子データのまま保存することが可能となりました。

スキャナ保存（区分②）の改正

【事前承認制度の廃止】

従来、取引先から受領した領収書等をスキャナ保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事前承認は不要とされました。

【タイムスタンプ要件の緩和】

従来、受領者が領収書等をスキャナで読み取る際には、受領者は自署した上で3営業日以内にタイムスタンプを付与する必要がありましたが、領収書等への自署を廃止するとともに、タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2カ月以内に統一されました。

なお、電子データを改変できない・削除履歴が残るなど、一定のシステムを使用する場合には、タイムスタンプ自体が不要とされました。

【適正事務処理要件の廃止】

従来、不正防止のために必要とされていた相互けん制、定期的な検査及び再発防止の社内規程整備等の適正事務処理要件が廃止されました。

【検索要件の緩和】

従来、取引年月日、勘定科目、取引金額、帳簿別の主要な記録項目等の詳細な検索機能のほか、日付や金額の範囲指定による検索、2つ以上の任意項目を組み合わせて検索する機能の確保が要件となっていました。

今回の改正により、検索要件は、「取引年月日」、「取引金額」、「取引先」に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

【重加算税の加算措置の整備】

スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10％加重される措置が整備されました。

電子取引（区分③）の改正

【タイムスタンプ要件の緩和】

タイムスタンプ要件について、スキャナ保存（区分②）の改正と同様の措置が講じられました。

【検索要件の緩和】

検索要件について、スキャナ保存（区分②）の改正と同様の措置が講じられたことに加えて、基準期間の売上高が1000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

なお、「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

【重加算税の加算措置の整備】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合は、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10％加重される措置が整備されました。

■適用時期

電子帳簿保存法におけるこれらの改正は、令和4年1月1日から施行されます。

令和3年度の電子帳簿保存法の改正では、事前承認制度やタイムスタンプ、適正事務処理といった要件の大幅な緩和により保存書類のデジタル化を推進する一方、不正行為があった際には重加算税を10％加重賦課するといった罰則規定を強化していることが大きなポイントとなります。

つまり、制度導入がしやすくなる代わりに、不正抑止に向けた企業の管理能力がこれまで以上に問われることになります。
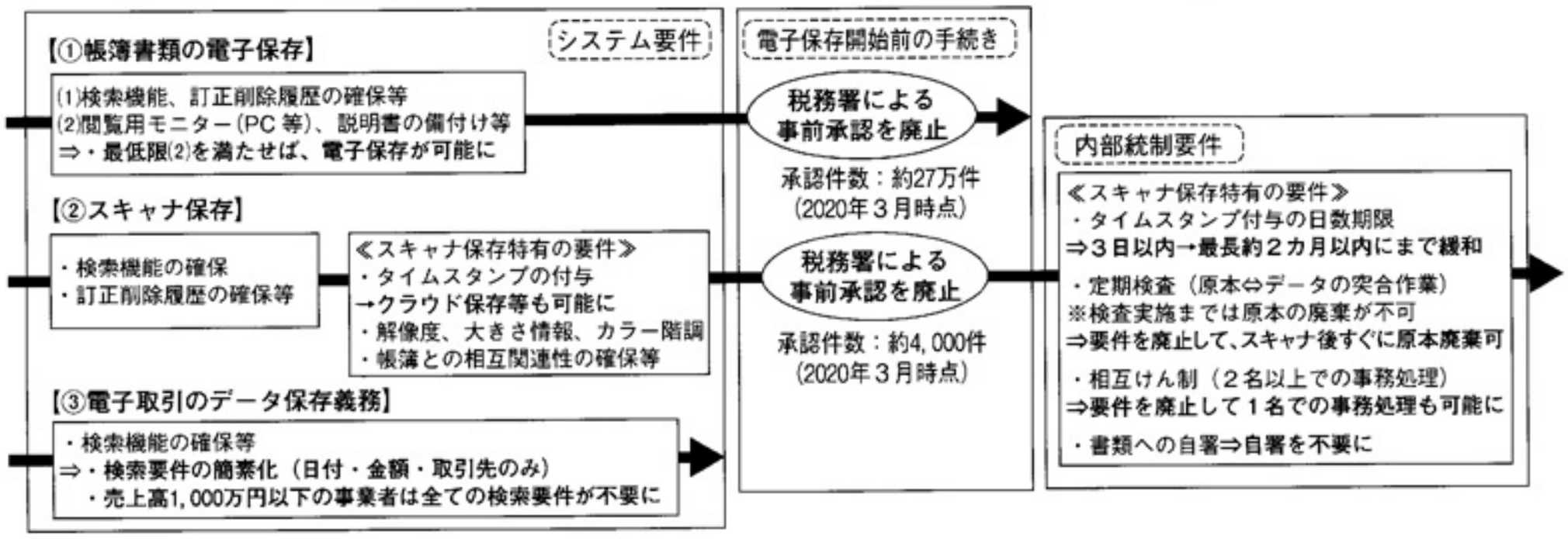
【電子帳簿保存制度の各種要件及び見直し事項の全体像】